

議第49号

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の制定について
京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例
京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。
第10条第1項第1号中「15メートル」の右に「(擁壁にあっては、5メートル)」を加える。

第37条第1項中「又は修景」を「，修景又は移転」に改める。

第47条第1項に次の1号を加える。

(7) 京都市眺望景観創生条例第11条第1項の規定による届出

第47条第2項中「その状況を」を「，別に定める事項を記載した書面により」に改め，同条第3項中「前項」を「第2項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は，第1項の規定による意見の聴取に係る協議会から求めがあったときは，当該協議会に対し，前項の書面の写しを提供することができる。

第49条第3項中「その状況を」を「，別に定める事項を記載した書面により」に改める。

第55条第1項中「第47条第3項」を「第47条第4項」に改め，同条第2項中「第47条第3項又は第49条第4項の規定による勧告に従わない」を「当該公表の対象となる」に改める。

第56条中「者」の右に「その他建築物等の維持保全をする者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第37条第1項及び第56条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する工作物又は現に建設等の工事中の工作物が、この条例による改正後の京都市市街地景観整備条例第10条第1項第1号の規定に適合しない部分を有する場合には、当該工作物の部分に対しては、同号の規定は、適用せず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の際、この条例による改正前の京都市市街地景観整備条例第10条第1項第1号の規定に違反している工作物については、この限りでない。

提案理由

美観地区等内における工作物の高さに関する制限を見直す等の必要があるので提案する。